

第4期
恵庭市
総合計画

前期 基本計画

水・緑・花 人がふれあう 生活都市 えにわ





基本目標

1

水と緑と花に彩られた 魅力あるまちづくり

C O N T E N T S

〔土地利用〕 ・都市環境	01 ● 森林・農業・都市地域の地域特性に応じた土地利用を図ります……………36
	02 ● 恵庭らしい都市景観づくりを進めます ……………38
	03 ● 花のまちづくりを推進します ……………40
〔公園・緑地〕	04 ● 水と緑に彩られた生活空間があるまちをめざします ……………42
	05 ● 市民が憩える水辺環境づくりを進めます ……………44
〔環境保全〕	06 ● 自然と共生する環境保全活動に取り組みます ……………46
	07 ● きれいなまちをつくっていきます ……………48

01 森林・農業・都市地域の地域特性に応じた土地利用を図ります

主要
施策

- 01-1. 都市地域にかかる土地利用
- 01-2. 農業地域にかかる土地利用
- 01-3. 森林地域にかかる土地利用



えにわ湖(盤尾)

現況と課題

○市内西部には、支笏洞爺国立公園につらなる広大な森林地域（地域の44%約130.67km²）と北海道大演習場（同23%約68.76km²）が、北東部には水田地帯が広がり、森林地域と農業地域にはさまれるように市街地（都市地域）が形成されています。

○市街地を縦貫する形でJ R千歳線が走っており、恵庭、島松、恵み野の各駅を中心に、良質な戸建て住宅地が広がり、その外縁部に

工業団地が配置されるなど、都市基盤整備が計画的に進められてきました。

○市内の交通軸は、J R千歳線、国道36号、北海道縦貫自動車道（道央高速道）の主要幹線で形成されており、札幌へJ Rで23分、新千歳空港へ13分という交通利便性を有しています。市民の生活圏は近隣都市に広がっており、広域的な視点にたつての土地利用について考えていく必要があります。

■土地利用の推移

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成16年
田 畑	面積 (ha)	4,892.1	4,725.0	4,638.1	4,604.8
	構成比 (%)	16.6	16.0	15.7	15.6
山林・ 原 野	面積 (ha)	13,760.7	13,582.3	13,572.1	13,561.3
	構成比 (%)	46.7	46.1	46.0	46.0
宅 地	面積 (ha)	1,312.2	1,480.4	1,542.1	1,579.0
	構成比 (%)	4.5	5.0	5.2	5.4
国有林 等	面積 (ha)	9,522.2	9,699.5	9,734.9	9,742.1
	構成比 (%)	32.3	32.9	33.0	33.0
合 計	面積 (ha)	29,487.2	29,487.2	29,487.2	29,487.2

(資料/税務課)

○市内を流れる漁川、茂漁川、島松川、柏木川、ルルマップ川、ユカンボシ川の6河川は、森林環境、田園環境とともに貴重な地域資源であることから、その保全と活用が求められています。

○農業地域と市街地が接している中で、緑豊かな田園風景と「農」に対する関心が高まっており、都市と農村の交流を深め、ゆとりとゆるみのある地域環境を創出することが求められています。

基本
方針

森林や河川環境、農用地を次世代に引き継ぐ貴重なものとして守りつつ、森林地域では、生態系に配慮した土地利用、農業地域では、豊かで美しい農村空間を創出する土地利用、都市地域においては、都市機能の充実をめざした土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

主要
施策

01-1 都市地域にかかる
土地利用

都市機能の集積と充実を図りながら、魅力ある美しい都市環境の形成と安全安心で快適に暮らせる生活環境の整備を計画的に進めていきます。新規市街地については、恵庭・島松・恵み野市街地の一体化とまち全体の均衡ある発展に配慮します。

【主な計画】

- ・都市計画マスタープラン^{*1}

01-2 農業地域にかかる土地利用

農業地域は農作物の生産する場であると同時に、水、緑の環境を守り、地域景観を維持し、都市住民に憩いの場を提供するなど多面的で公益的な機能を有していることから、都市地域との調和や交流に配慮しながら優良農地の確保・保全を図ります。

【主な計画】

- ・農業振興地域整備計画
- ・都市・農村交流ゾーン構想

01-3 森林地域にかかる土地利用

漁川上流域の森林地域をはじめとする良好な自然は、後世に継承すべき貴重な市民の財産として保全することを基本とします。また、道路などの公共施設の建設や観光・レクリエーション的活用にあたっては、自然環境の保全に最大限の配慮を払います。

【主な計画】

- ・漁川流域に係る水道水源の水質保全に関する条例
- ・新 水と緑のやすらぎプラン

※1 都市計画マスタープラン…都市計画法にもとづき定めた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」-恵庭市は平成12年に策定